

社会福祉法人神川町社会福祉協議会法人後見業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が受任する法人後見業務（以下、「後見業務」という。）に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人、補助人または監督人（以下、「成年後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人または被補助人（以下、「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

(後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見人等としての業務
- (2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

(秘密の保持)

第4条 本会及び本会の後見業務に携わる職員（以下、「職員」という。）は、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、または不当に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮しなければならない。

(定期面会等)

第5条 本会は、後見業務を行うため、定期的に成年被後見人等と面会、通話、又はメールの交換をすることにより、成年被後見人等の安否確認を行うとともに、心身の状態及び生活状況の把握に努める。

- 2 前項の面会はオンラインにより行うことができる。

(財産目録の作成等)

第6条 本会は、成年後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び身上保護に関わる計画を策定する。

(管理物件の保管)

第7条 成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会の事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

- (1) 現金

- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

（財産管理の考慮事項）

第8条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

（費用）

第9条 後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

（台帳の整備）

第10条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

（従事職員の指定等）

第11条 本会は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて、成年被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する法人後見支援員を置くことができる。

（法人後見運営委員会）

第12条 後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、業務の公正性及び専門性を確保するため、「法人後見運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

2 本会は、成年後見人等の受任の適否について、運営委員会に諮り、その審査結果を踏まえて、本会会長が決定する。

（後見業務の対象者の要件）

第13条 神川町に居住し、紛争性が無く、原則として高額な財産を所有せず、かつ身上保護と日常的な金銭管理が中心の方で、次の各号のうちどれか一つに該当する方。ただし、第3号は運営委員会の判断による。

- (1) 首長申立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方
- (2) 日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方
- (3) 本会及び運営委員会が特に必要と認める場合

2 成年後見人等の受任は前項各号に規定する対象者について、経済的な理由から他に適切な後見人等を得られない方や、虐待による権利侵害を受けている方を優

先し、必要性、受任能力、成年後見人等との利益相反関係、首長による後見開始等の申立てへの対応等の観点から運営委員会が審査を行い、適当と認めた場合にこれを受任する。

(報酬付与の審判申立て)

第14条 本会は、後見業務の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行申請)

第15条 本会は、成年後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該成年被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始または補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申立てるものとする。

2 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立てを行う。

(辞任)

第16条 本会は、成年被後見人等が神川町の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に成年後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該成年被後見人等について必要があると認めるときは、当該成年被後見人等の住所を申立てるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。